

霧島市条例第15号

令和5年6月22日

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項並びに第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。